

用語解説

風 配 図	ある地点のある期間における、各方位の風向や風速の頻度を表した図をいいます。その場所の卓越風（最も頻度が多い風向）や、その他風の特徴を把握することを主な目的として作成されます。
日 射 量	太陽からの放射エネルギー量を測定したものをいいます。 気象観測では、①直達日射量、②散乱日射量、③全天日射量の3つを対象としていますが、今回の調査では、『調査指針』に準じ、③全天日射量（＝①直達日射量＋②散乱日射量）を測定しています。
放射収支量	地表面が太陽から受け取るエネルギーから、地表面から天空に逃げていくエネルギーを差し引いたエネルギー量をいいます。地表面が暖まるか冷えるかを示す指標になります。 放射収支量がプラスのときは、地表面が暖まり気温が上昇します。逆にマイナスのときは、地表面が冷えて気温が低下します。 光や赤外線を感知する2個のセンサーを互いに背中合わせで配置し、太陽放射を測定するセンサーは天空に向けて、地球放射を測定するセンサーは地表面に向けて測定します。
逆 転 層	気温は高度とともに減衰し、上層になる程、気温が低くなるのが一般的です。その一方で、高度とともに逆に気温が上昇するような気層が形成されることがあります。この気層を逆転層といいます。 逆転層が起きやすい現象として、特に秋・冬の夜間や早朝などの晴天で風の弱いときに放射冷却によって地表面温度が低下して生じるもの（接地逆転層）や、冷えた地表上に温かい大気が風で流れ込んで生じるもの（移流逆転層）、前線通過などで性質の違う空気が流れ込んで上下の温度が逆転することで生じるもの（前線性逆転層）などがあります。 逆転層内では大気が安定しているため、霧やスモッグが拡散されにくいとされています。
環 境 基 準	環境基本法の第16条に基づき、環境保全行政上の目標として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されています。 ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。
二 酸 化 硫 黄	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、主に石炭や石油等に含まれる硫黄が燃焼過程で酸化することで発生します。主要大気汚染物質の一つ、また窒素酸化物と共に酸性雨の原因物質としても知られています。 健康への影響として、呼吸器が刺激されることによるせきやぜんそく、気管支炎等の障害があります。代表例として、1961年頃から発生した四日市ぜんそくが挙げられます。
二 酸 化 窒 素	窒素の酸化物で赤褐色の気体です。主な発生源は、ボイラー等の「固定発生源」や自動車等の「移動発生源」での燃焼過程とされています。燃焼過程では、殆どが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。 健康への影響として、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加等が知られています。
浮 遊 粒 子 状 物 質	大気中に浮遊する粒子状物質（粒径10 μ m以下）で、主要大気汚染物質の一つとされています。なお、1 μ mは1mmの千分の一に相当します。 主な発生源は、人の活動に伴うもの（工場のばい煙や自動車排出ガス等）の他、自然界由来のもの（火山、森林火災等）もあります。 粒径によって、呼吸器系の各部位に沈着して健康に影響を及ぼします。年間平均値が100mg/m ³ になると、呼吸器への影響や全死亡率の上昇がみられること等が知られています。
塩 化 水 素	常温常圧下では無色透明、刺激臭のある気体で、塩化水素の水溶液は塩酸と呼ばれます。 大気汚染防止法で規制されている「ばい煙発生施設」の有害物質項目の一つに定められており、対象施設として廃棄物焼却炉等があります。
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ジフェニル(Co-PCB)を総称し、ダイオキシン類と定義しています。 250～400℃の比較的低温状態で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼する際に特に発生しやすいといわれています。処理方法として、バグフィルタによる捕集除去や活性炭吸着、触媒による分解等の方法があり、無酸素状態の400～450℃で加熱すれば分解することも確認されています。
微 小 粒 子 状 物 質	浮遊粒子状物質よりも小さい粒径2.5 μ m以下の超微粒子で、「PM2.5」とも呼ばれています。 大気汚染の原因物質の一つで、粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞等の気道から奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。2013年の春先には、中国大陸で甚大な大気汚染が発生したことで、社会的な関心が増大しました。

	PM2.5の発生メカニズムは、物の燃焼によって直接排出される場合と、硫黄酸化物や窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が化学反応することで粒子化する場合の2通りがあります。主な発生源は人為起源のもの他、土壌や海洋、火山等から発生する自然起源のものもあります。
一般環境 大気測定局	大気汚染防止法に基づき、住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するための測定局として、都道府県等が設置したものをいいます。 大気汚染物質の項目によって測定局数に違いはありますが、全国に1,500局程度の測定局が設けられています。
自動車排出 ガス測定局	大気汚染防止法に基づき、交差点や道路、道路端付近等で自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視するための測定局として、都道府県等が設置したものをいいます。 大気汚染物質の項目によって測定局数に違いはありますが、全国に300局以上の測定局が設けられています。
臭気指数	臭気指数とは、臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍にした値として、悪臭防止法に定義されています。同法の制定当初の規制は「特定悪臭物質」濃度によるものでしたが、1995年の改正に伴い、人の嗅覚を用いてその程度を判定する方法として「臭気指数」による規制が追加されました。 なお、大田市では、市内全域の良好な環境を保全することを目的として、「臭気指数」による規制の導入、並びにその規制地域を市内全域に拡大するとして規制内容を平成26年1月に告示し、同年10月からの施行を予定しています。（県内では松本市、須坂市に次いで3番目の予定）
希少植物	今回の調査では、植物の種のうち、その存在が危ぶまれているものとし、下記の法令・文献に該当する種（シダ植物以上の高等植物に限る）を対象としました。 A：「文化財保護法」（法律第214号 1950年）における天然記念物及び特別天然記念物 B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（法律第75号 1992年） C：「絶滅のおそれのある野生動植物の種のリスト（レッドリスト）」（環境省 2012年） D：「長野県指定希少野生動植物 及び特別指定希少野生動植物」（長野県 2004年） E：「長野県版レッドリスト植物編2014」（長野県 2014年）
猛禽類	猛禽類は、タカ目（Accipitriformes）、フクロウ目（Strigiformes）、ハヤブサ目（Falconiformes）の総称であり、共通の特徴として、鋭い爪と嘴を持ち、他の動物を捕食する習性がある鳥類を示します。 今回の調査では、トビを除くタカ目、ハヤブサ目を対象種としました。

資料：EICネットの環境用語集（参照URL <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?gmenu=1>）などを参考に編集しました。

EICネットは、一般財団法人 環境情報センターが運用する、環境教育や保全活動を促進するための環境情報・交流ネットワークです。